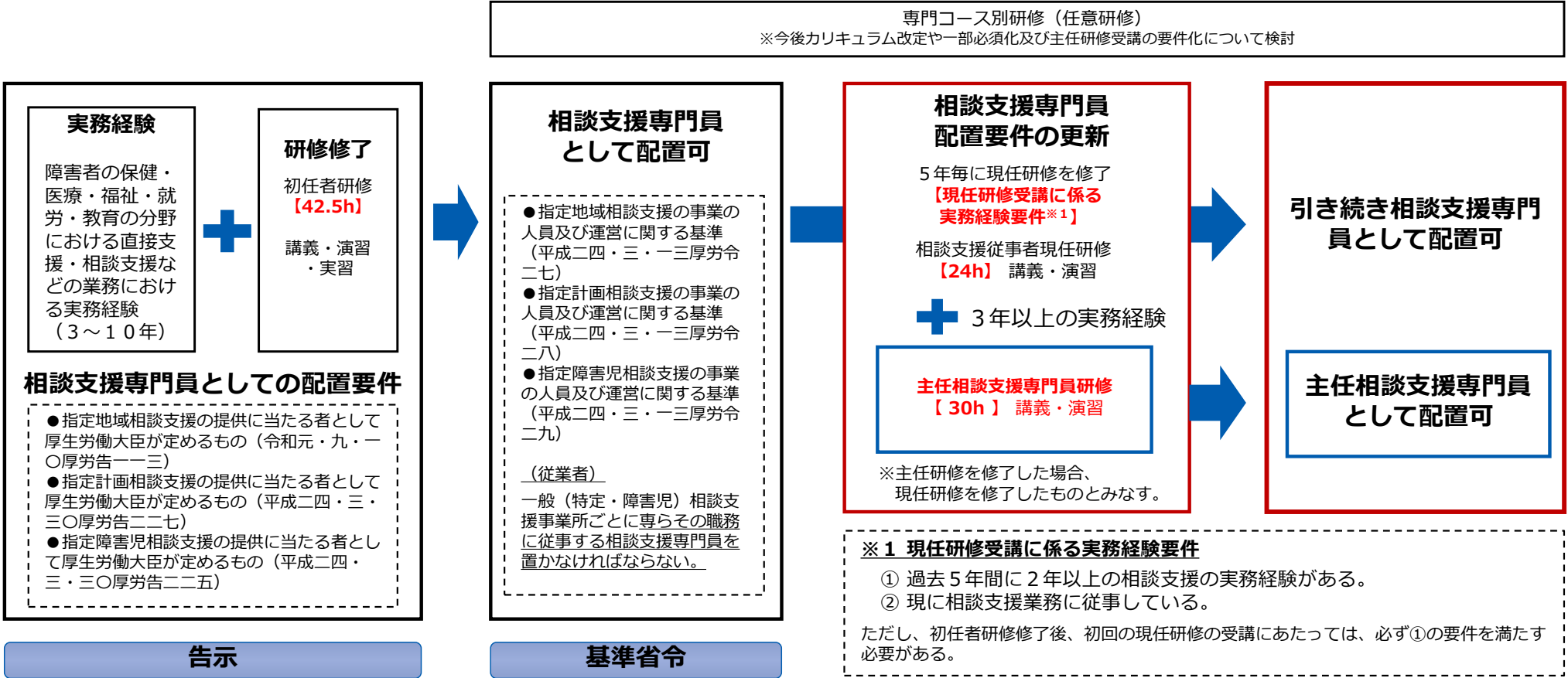


相談支援専門員制度について（令和2年4月1日～）

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**カリキュラムの内容を充実させる改定を実施した。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修の受講にあたり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件(※1)**を追加。（※経過措置：旧カリキュラム修了者の初回の受講時は従前の例による。）
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設。**（主任相談支援専門員の創設については平成30年度）



※1 現任研修受講に係る実務経験要件

- ① 過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある。
- ② 現に相談支援業務に従事している。

ただし、初任者研修修了後、初回の現任研修の受講にあたっては、必ず①の要件を満たす必要がある。

※1四 令和二年四月一日前五年間において相談支援従事者現任研修、主任相談支援専門員研修又は相談支援従事者初任者研修を修了し、これらの研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者(同日前にこれらの研修の受講を開始し同日以後に修了したものを含む。)は、同日からこれらの研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間に初めて相談支援従事者現任研修を受講する場合において、相談支援従事者現任研修受講対象者に該当しない場合であっても、相談支援従事者現任研修受講対象者とみなす。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者について（平成31年4月1日～）

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件を設定。（令和元年度から新体系による研修開始。旧体系研修修了者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。）
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施することとした。（各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完。）
- 直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とすることとした。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置に係る要件

【1】実務経験＋【2】研修の修了

【1】実務経験要件

障害児者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務（相談支援又は直接支援の業務）
※保有する資格や従事する業務等により要する期間が異なる。

【2】研修修了要件： A）＋ B）

A）基礎研修等修了

①相談支援従事者初任者研修講義部分の一(11h)を修了
②基礎研修(15h)を修了
※を満たす予定の日の2年前から受講可

B）実践研修修了(14.5h)

基礎研修修了後、実践研修受講開始日前5年間に2年（一部半年とできる場合有）以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある場合に受講可（★）

OJT（★）
一部業務可能

サービス管理責任者
児童発達支援管理責任者
として配置可

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置の継続に係る要件

更新研修修了(13h)

実践研修修了の翌年度から5年間に1度毎修了することが必要。

研修受講に係る実務経験要件

以下①もしくは②のいずれか

- ① 過去5年間に2年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員としての実務経験がある
- ② 現にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者として従事している

専門コース別研修（任意研修）

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置要件と研修受講要件

